

## 《反差別の論理と倫理》に関する研究ノート —花崎皋平の諸著作への断片的考察—

近畿大学人権問題研究所講師 熊本理抄

### (1) 花崎皋平の諸著作に対する私の関心

「わたし」を貫く「部落民」や「女性」をめぐる複合的アイデンティティ論や、複合差別論と反差別論との関連性などから、私は以前より、花崎皋平の諸著作に関心をもっていた。とりわけ今般、これを本稿でとりあげたいと思ったのは、昨今の「同和」パッシング状況への批判的考察との関連である。昨今の「同和」パッシング状況の中で、花崎が説く「反差別の論理と倫理」に焦点をしぼり、今回の事態についての考察を今後進めるための手がかりにしたい。

大阪「飛鳥会」問題をはじめとする大阪・京都・奈良などでの部落解放運動や同和行政にかかわる不祥事について各社マスコミ報道やインターネット上で、いわゆる「同和」パッシングが前代未聞と言っているほどの質と量をもって繰り返されている。たしかに、法的にも社会的にも許されない不祥事に対しては、法的な制裁を受けたり社会的に批判されることは当然である。

しかし、私は、一連の報道論調やインターネット上の憎悪に満ちた差別的論調の横行に、今日の日本社会が内包する危険な兆候が表出しているように思えてならず、大きな危惧を抱かざるを得ないのである。

部落解放運動は全国水平社創立以来 80 有余年の歴史をもち、同和行政は同和对策審議会答申や同和对策事業特別措置法によって本格化して以来 40 年以上の歴史が経過した。この間、紆余曲折はあったものの、日本における差別撤廃と人権確立への政策は、これらの取り組みを中心にして大きく前進してきたことは間違いな

い。障害者差別、女性差別、アイヌ民族差別、在日コリアン差別などのマイノリティに対する差別を撤廃する運動に多大な影響をおよぼし、国や地方自治体における人権施策の立案・実施に計り知れないほどの波及効果をもたらしてきたことは疑う余地のない事実である。

70年代から80年代にかけては、部落解放運動を含む各マイノリティの運動が不当な差別に対する社会的告発を行い、それぞれの差別の不当性が国際的な後押しもあって社会的認知を獲得してきた。90年代には、「らい予防法」が廃止され、アイヌ文化振興法や男女共同参画社会基本法が制定されるなど、不十分ながらもさまざまな法制度が矢継ぎ早に施行され行政施策として公的事業が展開されていくようになる。

問題は、これらの取り組みが本当に社会的認知を獲得し、広範な社会的合意のもとに、差別-被差別の関係を乗り越えて新たな対等の関係（水平の関係）を紡ぎ出す「社会的倫理」「人間的倫理」として定着していたのかどうかということにある。

残念ながら、私は、今日の「ジェンダー」や「同和」「人権」パッシングの状況を見ている限り、否定的な答を見出すことしかできない。そこには、日本社会が抱えてきた「同化と排除」の論理が、きわめて危険な政治・経済状況のもとで、議論や検討なしに一般化されようとしていると指摘しておかなくてはならない。

とりわけ、21世紀になってから、反差別運動がきりひらいてきた「多様性の尊重にもとづく多文化共生」の思想と実践に対して、「伝統的美風を尊重する美しい国」を標榜する人たちによって反差別運動への切り崩しが意識的になされてきているように思える。

このような状況をみると、私は、戦後60年の時間をかけて「絶対的正義」という社会的価値観として確立してきていると思われていた「反差別・人権」が実は社会的合意を勝ち取るまでに成熟していなかったのではないかとの懸念を抱いている。

逆説的に言えば、反差別運動の側は、なぜ多くの人たちの共感や共鳴を呼び起こ

して、「反差別・人権」を共有する社会の強靱な多数派を形成するに至らなかったのか、その社会的背景や運動の過程について再考する必要がある。

そこには、「絶対的正義」を実現するという自負のもとに無意識の傲慢さを反差別運動が内包してしまったのではないかとの思いがある。それが、もともと「反差別・人権」への根強い違和感を抱いてきた人たちの生理的反撥を生み出している側面も存在していると考えられる。

以上のような問題意識のもとで、今日改めて反差別運動のあり方を検証するために花崎の著作に目を通してみることは、非常に有意義であると考えられる。

ここで取り上げる花崎の著作は、『増補 アイデンティティと共生の哲学』（2001年／平凡社）、『〈共生〉への触発』（2003年／みすず書房）、『ピープルの思想を紡ぐ』（2006年／七つ森書館）である。

わけても、『増補 アイデンティティと共生の哲学』における《第6章 反差別の論理と倫理》を中心に検討してみたい。

## （2）反差別への花崎の基本姿勢

花崎は、「私が社会的差別に初めて深刻にふれたのは、1971年、年齢で40歳にさしかかったときであった」（2001：236）と述懐している。花崎は、アイヌ女性から「わたし、アイヌなのですよ」と打ち明けられ、「そんなこと、（ほくには）なんでもないよ」と受け答えてしまったことを差別発言として認識し、「ああ、この言葉を、一生、背負っていかねばならないな」（2001：237）と思ったと言う。そして、「私の『差別』についての40の手習いは、そのときに始まる。事のいきさつから、アイヌ民族差別が私の最重要の課題となった。しかし、差別に鈍感ということは、相手について知らないということではない。自分を知らないということが問題の核心である。身近なところでは、女性を差別してきた、している自分についても無知であったことを意味している」（2001：238）と述べている。

私は、この述懐にみられる花崎の鋭敏で豊かな「反差別の感性」と実直で地道な

実践との接点で紡ぎ出される「反差別の論理」に大きな関心を寄せているし、それらの感性と論理を自らの人間としての生き方に昇華させながら「倫理性」を強調する真摯な主張に強い共感を覚える。

### (3) 「共生」のためのモラル

花崎が、「反差別の論理と倫理」の章を『「共生」のためのモラル』から章立てをしていることも彼の思想的神髄をよく表しているように思える。

今日、さまざまな反差別運動が、「ジェンダー」「同和」「人権」バッシングという形で批判を浴びる状況を呈している。それぞれの反差別運動が内包する弱点や不十分な点を口実にしてのバッシングという面があることは否めないが、反差別運動そのものを憎悪し敵対視するという国権主義的・排外主義的な主張からの理不尽な攻撃がかけられてきている側面も明らかである。

本稿では、その危険な政治的動向に対する批判的検討については別に譲って、これらの政治的動向と実効ある対峙をしていくために、今後の反差別運動のあり方にかかわって花崎が提起した『「共生」のためのモラル』を改めて検証してみたいと思う。花崎は言う。

部落解放運動、障害者解放運動、女性解放運動、民族差別撤廃、被差別民族の権利回復運動など、課題別に、民衆の直接参加によって創始された諸運動が、次第に世論形成と政治争点化の力をつけてきている。これら諸運動は、差別の関係を目にみえるものにし、その根拠（じつは無根拠）をあきらかにすることによって、あるべき共生の関係と多様性を祝福とする文化へのねがいを育ててきている。

これからは、生活の具体的な場で共生を実現するための生き方の流儀を運動の諸経験からみちびきだし、それを「共生のモラル」「共生の哲学」へと練りあげる作業が必要となってくるだろう。

公と私両面の生活空間が権力行使によってゆがまないように、他者と

の多元的な水平的関係の維持にたえず配慮しつつ、もめごとを解きほぐし、折りあいをつけ、関係を親密にしていく能力を私たちは失ってきている。そしてわがままに慣れ、他者への抑圧に鈍感になっているので、その能力を回復するのは、苦しい自己変革を伴う作業である。しかし、その能力と作法—人間関係への配慮、共感と想像力、紛争解決のための身体・言語能力など—への習熟が、市民であること、一人前のピープルであることの、ふるい言葉でいえば教養、別な言い方をすれば自己尊厳の実現（アイデンティティ）だという共通感情をつちかうことが、今日では必要となっている。民衆運動は、個々の争点において「共生」の実現に向けて努力するだけでなく、そのようなモラルと文化を醸成する役割をもとめられている（2001：212-3）。

私は、今ほど反差別運動の側が「共生」のためのモラルを習熟する必要がある時期はないと心から思っている。反差別運動に生理的な反撥をもつ人をも反差別運動の輪の中に引き込めるような柔軟な反差別運動をつくり出すために、そのことは不可欠だと思う。そうでなければ、マイノリティの不当な差別に対する社会的告発の前に沈黙を続けてきたマジョリティの鬱屈とした気分が、国権主義・排外主義の危険な反差別運動潰しの主張に吸収されてしまう危惧をもつからである。

そのためにも、花崎が提起している「『共生』のモラル」は、反差別運動をすすめる人たちの基本姿勢として獲得しておかなければならない重要な指摘である。

#### （４）反差別運動の原理と意義

そこで、花崎が、反差別運動をどのように認識しているのかを確認しておきたい。

花崎は、反差別運動の原理は「関係の非対称性を把握して対称性の関係をひらくこと」だと提起したうえで、そこから導かれる「反差別運動の意義は、これまでいわれてきた意味での『平等』の実現よりもさらに深く、ひろいことになる」と指摘している（2001：222）。

そして、「近代の権利論の枠組での『平等』は、現在ある社会体制を前提としたうえでの不均衡や不利益の是正要求」（2001：222）にとどまるという限界性に言及している。そのことから、部落解放運動にしる女性解放運動にしる、「非対称の関係構造をそのままにした平等の要求」は、結局「人並み」とか「男並み」という要求形態で現体制維持の回路に回収されるとともに、「市民権や労働能力を持たない者たちとの被差別という共通項を見えなくさせ、定住異民族や障害者の差別問題をおいてけぼりにすることで差別する者との共犯関係に入ってしまう」との辛辣な警鐘を鳴らしている（2001：222）。

私は、反差別運動が陥りやすい「落とし穴」にかかわって、花崎が言及した「限界性」と「辛辣な警鐘」は重く受けとめておく必要があると考えている。

現実のさまざまな反差別運動が、「平等」「人権」という現社会体制のもとでも一定の「普遍性」をもつ概念を最大の武器として、不均衡や不利益という格差状況に対する是正措置を求め、現行法制度の改正や行政施策を引き出すことに少なからぬ成果を上げていることは事実である。

問題は、部落解放運動や女性解放運動などの反差別運動が、差別の結果である格差是正という範疇に満足し、「非対称の関係構造」（差別構造）をそのままにしているとすれば、結局は差別を生み出し支えている現行の差別構造維持の回路に吸収されることになるということである。同時に、他のマイノリティとの反差別の共通項が見えなくなり、そのことによってマイノリティ間が分断され混雑の状況に投げ込まれてしまうことになる。

私は、実際にこのような状況をそれぞれの反差別運動が内在させているのではないかと危惧を抱いている。それは、差別的な社会構造（非対称の関係構造）を変革していく現実的な反差別運動のダイナミックな力を削いでいく結果になってしまうことを意味する。

部落解放運動の今般の一連の不祥事の問題も、根底には同質の問題が存在しているのではないかと思えるし、南北対立の様相を呈している国際的なフェミニズム論

争にも通底する問題ではないかと考えている。

今、必要なことは、改めて「反差別運動の原理と意義」を検証しながら、今後の反差別運動のあり方を真剣に考察していくことであると考ええる。

## (5) 「反差別」の原則

花崎は、「反差別」の原則の第1として関係の非対称性の暴露と対称性の関係の設定を、第2に、対他感情として『正常』な、反感と好感が権力関係（非対称関係）へと凝固しないよう、その両感情とそれにもとづく価値判断を対称性の関係の枠内にコントロールする『共生の義務と権利』をあげたい（2001：231）としている。

私は、花崎の掲げる「反差別」の原則についてのとらえ方に基本的に同調する。但し、それぞれの反差別運動が「関係の非対称性の暴露」については一定の前進をみせているものの、「対称性の関係の設定」に関しては説得力のある構想をまだ描き切れていないように思える。

花崎は上野千鶴子との対談の中で、「人権という概念が最近、再浮上してきているのは、おそらく社会主義の崩壊ということと関係がある」（2003：249）としながら、人権を武器とした「対称性の関係の設定」にかかわって、漠とはしているが考え方の一端を提示している。それは、「多数者と少数者が共に生きることができるには、多数者の側がバラバラになって、組み合わせが変わることが必要だと思います。少数者が、多数者の側が理解できないままに抑圧される関係を変えるためには、多数者の側が何らかのかたちで変えなければなりません。そのときにそれじゃあ多数者の側をそういうふうに変える武器として何が可能かということです。人権は、その有力な武器」（2003：251）になるということである。このことについては、多数者としての位置に立つ私自身にとっても今後の大きな課題である。

花崎が「反差別の第2原則」として掲げた「共生の義務と権利」も示唆に富んだ興味深いものである。国連は、差別撤廃への重要方策の1つとして「共生の権利の承認」という考え方を打ち出しているが、「権利」の前に「義務」をおいていると

ころが花崎の真骨頂である。それは、柴谷篤弘との「反差別論」をめぐる論争を整理して、「差別からの解放は、したがって、差別者－被差別者双方の側でのあたらしいアイデンティティの発見・獲得にある」としつつ、「人間は、心理的、精神的に『こわれもの』であり、とくに心が柔らかいうちに受けた傷は一生のこる。その人間の『傷つきやすさ』についての配慮と考察が、『差別』を考えるうえで不可欠である」(2001:246-247)という人間の実在の諸相からの人間論の必要性を強調している点と関連しているように思える。

## (6) 花崎の「人権論」

花崎は、『『人権』を『人類』概念と相互に関連しあって発展する概念』としてとらえており、「近代国民国家とは矛盾する面をもち、社会的な関係のもとで具体的に保障され、かつ、発展するもの」(2001:254)としている。

私は、花崎が「人権」を「人類」概念と関連づけて、純粹に個々人に帰する「個人の権利」とすることによって生じるエゴ的個人主義を排しながら提起していることは慧眼だと思う。同時に、「人権は、差別を生産・再生産しない社会基盤によって保障されるべきもの」として、「差別をうみだす構造を根本的に取り除くことなしに、自分たち自身の人権の保障もなく、その実現もない、という自覚に立つ」(2001:241)ことだという指摘は、徹頭徹尾マイノリティの視点を貫く人権論として深みがある。

そのような「人権論」の認識を踏まえながら、花崎は言う。「私は、人権の普遍主義を全面否定はできないと思うんですね。人権の思想が動機づけになっているような社会的矛盾の解決が進んできた面があるから。ただそれは固定した普遍性ではなくて、カバーしきれない現実の特殊性にぶつかったとき、普遍性の内容を組みかえ、枠をつくりかえる過渡的、実践的なものとして考えなければならないんじゃないかと思うんです」(2003:241)。

私は、花崎の論理が常に原理を踏まえながらも、決して本質還元主義に陥ること

なく、社会変革への現実的な論理を展開してくるのは、反差別運動の現場に自らの足を運び、共に闘い、共に悩み、共に歩みを重ねてきた実践からこそ導き出されたものだ」と確信しているからであろうと敬服している。

## (7) 終章にあたって

花崎は、「私は、反差別の問題を『共生』という理念の軸のまわりにむすびつけてオルタナティブ社会をめざす思想と運動の立場を自分の立場としてえらんでいく」(2003:189)として、民衆運動の現場と密着して精力的な思索活動を展開されている。豊富な体験と実践に裏付けられた反差別運動の論理には、今後、十分に検討や議論がなされるべきものが多く存在している。紙面の関係でそれができないのが心残りであり、十分に花崎思想を体系的に消化しきれない散文になったことが心苦しい気がする。

最後に、最近の花崎思想のキーワードだけを紹介しておきたい。別の機会に詳細について触れてみたいし、今後も追いかけてみたいと思っている。

「私は、近年、ピープルネス、サブシステム、スピリチュアリティという三つの言葉を、自分の思想のキーワードにしています」(2006:118)。

## 参考・引用文献

花崎皋平, 2001, 『[増補] アイデンティティと共生の哲学』, 平凡社.

———, 2003, 『〈共生〉への触発』, みすず書房.

———, 2006, 『ピープルの思想を紡ぐ』七つ森書館.